

事業復興型雇用確保事業

1 事業の目的

- 被災地では、特に沿岸地域を中心の人手不足が深刻化しており、本格的な雇用復興にはなお時間を要する状況にある。
- こうした被災地特有の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を図るものである。

2 事業の概要・実施主体等

【事業実施期間】

事業を再開等した中小企業が、被災求職者等を雇用した場合、3年間助成
(初めて被災求職者等を雇用した日から起算して2年の間に雇用した被災求職者等が助成対象)

【実施地域】

岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県(全域)

【対象事業所】

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等(福島県の被災15市町村を除く)
であって以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所 (①の事業を優先的に採用)

- 国や自治体の補助金・融資(新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。)又は雇用
のミスマッチに対応するための産業政策の対象となっている事業
- ①以外で、「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

【内容・要件】

○雇入費助成

- 被災三県求職者の雇入れ1人当たり120万円(短時間労働者は60万円)を助成。
- 1事業所につき2,000万円(3年)を上限。
※期間の定めのない雇用等に限る。
※福島県の被災15市町村の事業所については、1人当たり225万円(短時間労働者は110万円)とする。
※助成額は3年間の合計とし、1年ごとに支給する。
※1年ごとの支給額は段階的に減らす仕組みとし、各自治体が独自に設定する。

○住宅支援費助成

- 求職者(一般求職者を含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用
の確保・維持を達成している場合に、要した経費の3／4を助成。
- 1事業所につき240万円(年額)を上限。
※宿舎の新規借り上げ、追加借り上げ、住宅手当の新規導入、手当拡充を行った場合に限る。
※定着状況を確認し、1年ごとに最大3回支給する。

令和5年度予算額 制度要求 (制度要求) ※()内は前年度当初予算額

